

意見書案第12号

新型コロナウイルス感染症に係る地域医療現場への支援拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 9月18日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 金澤 克仁

〃 〃 染谷 和博

新型コロナウイルス感染症に係る地域医療現場への支援拡充を求める意見書（案）

地域医療の現場は、新型コロナウイルス感染症による様々な課題と対策に日々追われる現状にあり、取手市内においても同様の状況にある。患者の診察ひとつをとっても、その症状に新型コロナウイルス感染症の疑いがあるだけで一人一人の消毒の必要性が発生し、より多くの検査をしたくとも機器の消毒などで30分以上の間隔を空けないと次の患者を診察することができない現実があると聞き及んでいる。

また、現在では「無症状でも検査を」といった報道等もされていることから、現実的には体調不良等から新型コロナウイルス感染症の検査を受けさせてほしいといった患者が多くいる情報もある。このようなケースが増加していくと、保健所における電話相談だけでは判断が困難な場合も発生することが考えられ、結果的に近隣の医療機関を受診するといった流れも増え、地域の医療現場にはさらなる負担がかかってくるものと考えられる。

このように、コロナ禍の第一線にある地域の医療現場においては、医療の提供に際して、これまでとは比較にならない時間や労力を必要としていることが容易に想像することができ、これらの状況は地域の医療現場の疲弊につながるものであり、ひいては地域医療の崩壊をも招かざるを得ない可能性があるものと考えられる。

以上のことから、地域医療現場の実態把握を強く国に訴えるとともに、下記事項の早期実現を求める。

記

- 1 地域医療提供体制の確保および地域における検査体制の抜本的な拡充
- 2 地域医療現場の過重な負担を発生させることのないPCR検査体制の確立
- 3 新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関のみならず、地域を面で支える医療機関への支援の強化
- 4 季節性インフルエンザ流行期に備えた医療提供体制の確保

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院・参議院議長 厚生労働大臣 総務大臣 財務大臣